

入間市立武蔵中学校いじめ防止基本方針

令和7年5月30日改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を深く傷つけ、心身に深刻な影響を与える、決して許されない行為です。いじめは人権侵害であり、どのような理由があろうとも絶対に容認しません。

本校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここにいじめ防止基本方針を策定します。

本方針は、いじめの未然防止、早期発見、そしていじめが発生した場合の迅速かつ適切な対応を目的としています。生徒が安心して学べる環境を整備し、保護者や地域社会との連携を強化することで、いじめのない学校づくりを実現します。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての児童に関する問題であると認識する。
- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者並びに関係機関の連携のもと、いじめの問題を解消することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条より）

※「児童等」とは、児童生徒のことです。

※「一定の人的関係」とは、学校を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、学習塾やスポーツクラブ、地域活動等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどです。

<具体的ないじめの様態は、以下のようなものが考えられます>

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（陰口も含む）
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等（SNSやオンラインゲームも含む）で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、いじめを認知する際には、以下について留意する。

- ① 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については「武蔵中学校いじめ対策委員会」をもって行う。
- ② けんかやふざけのように見える場合であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめられている生徒の中には、自分が被害者である自覚のない場合もあるが、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応し、保護者にも迅速に伝え、事実確認においては保護者と連携して対応する。
- ④ いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

（２） いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の３点をポイントとします。

① いじめ防止及び早期発見

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての子供に向けた対応が求められます。

いじめられた子供は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気づき、考え、理解すること、行動・実行することが大切です。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係の構築が求められます。社会全体で、健やかでたくましい子供を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子供を育てていきます。

「地域の子供は地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

② いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、被害生徒及び加害生徒から詳細を確認した上で、被害生徒、加害生徒に対して適切に指導する等、組織的な対応を行います。

また、家庭への連絡や教育委員会への報告、事案に応じ関係機関との連携を図るようにします。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、学校における組織的な対応を可能とするための体制を整備します。

③ 地域や家庭、関係機関との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校と家庭、地域との連携が必要不可欠です。

日頃より、PTA本部会や武蔵中学校区青少年健全育成推進会との連携、学校運営協議会委員や民生児童委員との連絡協議会を活用し、いじめの問題について協議する機会を設け、学校、家庭、地域と連携した対策を推進します。

また、事案によっては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者との情報交換を行うようにします。

II いじめ問題に対する取組体制（いじめ対策委員会）

（1）「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭によるいじめ対策委員会を設置する。

毎週行われる「支援相談部会」（校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭）とともに、必要に応じて適宜、委員会を開催する。また、必要に応じて外部機関とも連携を図る。

III 学校におけるいじめ防止等に関する措置（未然防止のための対策）

〈基本方針〉

- 生徒一人一人が互いに認められ、相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- 教育活動の中核となる“授業”において、教師が一方的に教える授業ではなく、生徒が仲間の力を借りて課題解決していく「**学び合い学習**」を取り入れることで、「**関わる力**」を養うことは、生徒一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながるものと考えている。
- 教職員が演出家となり、生徒を主役とした学校行事等の特別活動を学校全体で取り組むことを重視する。生徒一人一人が達成感・成就感を味わうことができるように、自己有用感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努める。
- 生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳教育を推進する。また、「いじめは絶対に許されない」という認識のもと、防止に向けて主体的に考え、行動、実行できるよう学校全体で取り組む。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

①学級づくり

- ・生徒が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平がいきわたる学級経営をする。
- ・一人一人の生徒を大切に、**心理的安全性の保たれた「誰もが居場所のある学級づくり」**をする。

②基本的生活習慣の確立

- ・「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える基盤となるものである。」という立場に立った、教育活動を推進する。

③わかる授業の実践

- ・ユニバーサルデザインの視点に立つ授業を実践する。
- ・「学び合い学習」を基盤に「主体的・対話的で深い学び」の授業実践を目指す。

④ 授業規律の確立

- ・授業規律を確立し、生徒が受け身ではなく、自ら学び取る主体的授業を実践する。

⑤ 行事や委員会活動の充実

- ・校外学習、体育祭、合唱祭、3年生を送る会などの行事や生徒会活動などで、生徒たちの自主的、主体的な活動を基盤に、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

(2) 命や人権を尊重し、豊かな心の育成するための取組

①道徳の時間を要とした教育活動全体で取り組む道徳教育の実践

②全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践（人権感覚育成プログラムの実践）

③コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践

- ・構成的グループエンカウンター等を有効活用し、人間づくりを積極的に行う。

(3) 職員の資質向上のための取り組み（校内研修等）

①授業力向上のための校内研修の実施

②**支援相談部会**を核に、校長を指導者とした生徒指導上の諸問題に関する校内研修の実施

③いじめ防止に関する教育プログラムを定期的に実施し、生徒 教職員の意識を高める。

④性別、国籍、障がい、文化的背景などの多様性を理解し、受け入れる教育の推進

(4) 保護者や地域への働きかけ

- ①定期的な保護者会や地域との情報共有の場を設け、家庭と地域、学校が協力して、いじめ防止に取り組むことを目指す。

IV いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ・いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。
- ・早期発見のためには、日頃から教職員と子供たちそして、保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ・いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

(1) 日々の観察

- ・全職員が「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- ・全職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、いじめの兆候を見逃さない感覚を身に付ける。
- ・生徒が安心して相談できる体制を整え、迅速に対応する組織体制の構築。

(2) 学校生活アンケートの実施

- ・毎月行うアンケートを分析し、必要に応じ面接等を行う。

(3) いじめチェック表の利用

- ・学期末のチェック表を活用し、いじめにあった時点から中学校卒業するまで見届ける。

(4) いじめチェックシート（保護者）の実施

- ・いじめチェックシート（保護者）に配布し家庭と連携して児童を見守る。

(5) 教育相談体制の充実

- ①日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ②相談室の利用、電話相談窓口等について、生徒に広く周知する。
- ③保護者に対して、気軽に相談できる関係をつくる。
特に、朝のリーバーでの保護者連絡を見落とさないよう確認を習慣化する。
- ④三者面談や必要に応じた家庭訪問を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ⑤公の相談窓口、相談機関について広報する。

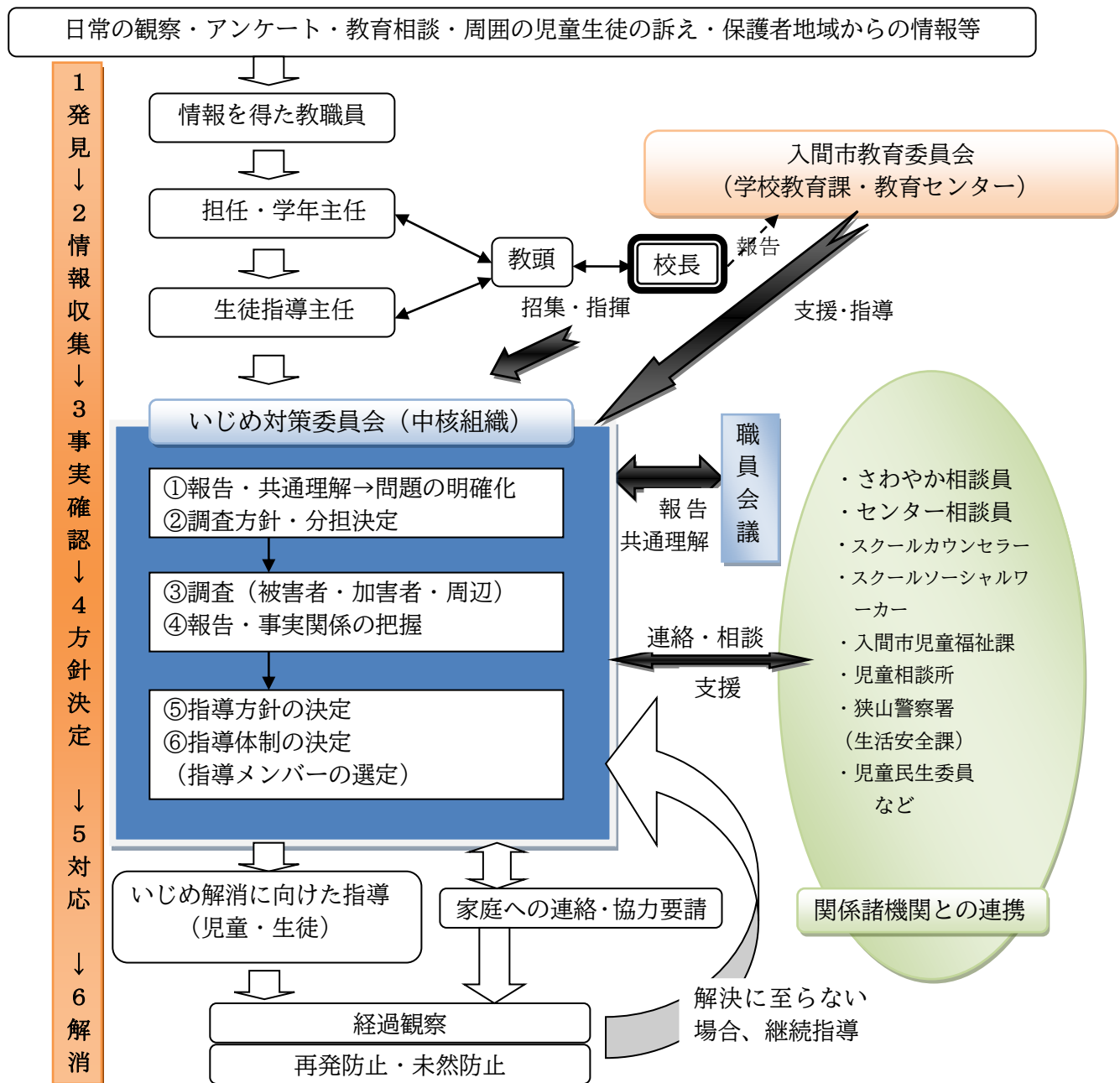
(6) 地域との連携

- ①学校運営協議会や武蔵中学校区青少年健全育成推進会など、地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域における「子供の見守り活動」を積極的に行う。
- ②PTA、小学校、地域各種団体との連携を図る。

V いじめへの対応

〈基本方針〉

- いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
指導後の見届けとともに、学校生活の様子をこまめに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- 解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- 必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあっては、教育委員会と連携し対応する。



（２） 重大事態への対処

① 教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、「国・県の基本方針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（法）」により、適切に対応します。

※重大事態の意味

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（欠席日数：年間30日を目安）

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が教育委員会の場合は、積極的に資料提供するなど全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、学校いじめ対策組織に指導主事、心理や福祉の専門家、学校運営協議会委員、PTA 代表等の学校外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成とし、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

（３）各対応

① 生徒対応（担当：生徒指導主任）

いじめを受けた生徒やいじめた生徒の人権に配慮しながら、臨時全校集会等を開いて、生徒たちに分かる言葉で説明・指導を行うようにします。

② 保護者対応（担当：教頭）

臨時保護者会を開催し、状況や対応などの説明を行うようにします。

③ 警察対応（担当：教頭）

警察と連携し、早期対応に努めていきます。

Ⅵ ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

○スマートフォン・携帯電話やパソコン、携帯ゲーム機（DS等）を生徒が使用して、危険性のあるトラブルに巻き込まれた事例が多数指摘されている。さらに学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難であり、生徒がトラブルに巻き込まれないようにするためには、保護者への啓発活動とともに各家庭における生徒の使用頻度、内容等についての把握及び情報モラル指導が喫緊の課題と考える。

（１）ネット上のいじめの定義

スマートフォン・携帯電話やパソコン、携帯ゲーム機（DS等）を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷などをネット上（Web サイト等）に書き込む、メールを送る、無料通信アプリ（LINE 等）に書き込む、特定の生徒が嫌がる動画や写真などを動画・写真共有サイトなどへ投稿するなどの方法によりいじめを行うもの。

（２）ネット上のいじめの未然防止

① 学校での情報モラル授業

学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置付けて、その充実を図る。また年間で計画されている埼玉県ネットアドバイザーに依頼し、情報モラル授業を計画し実施する。

③ 保護者へ啓発、協力

授業参観日等の時間を利用して、情報の専門家（埼玉県ネットアドバイザー等）等を招き、情報モラルについての講演などを開いて、生徒が正しく情報機器を使用できるように、保護者の意識を高める。（生徒も参加）

また、学級懇談会や学年懇談会の時に、携帯やパソコン等の使用について、家庭内で考える機会を作ってもらうことを伝え、使い方のルール等を決めてもらう。

（３）早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた生徒及び保護者に伝える。

その後以下の対応を取る。

① 事実を把握する

- ・被害にあった生徒や関係している生徒等から詳細を聞き取り、事実を確認する。
- ・生徒に心当たりのない画像や動画が勝手にネット上に掲載されているなどの情報が入った場合は、市教委情報担当等の協力を得て、掲載情報を確認する。また確認した情報に関しては、スクリーンショットなどで画像を保存・印刷し、被害にあった生徒や保護者にその画像等を見てもらい、事実を確認する。

② 書き込み削除を迅速に行う

- ・書き込みを削除した場合、生徒及び保護者に、書き込みの削除をした事実を確認してもらう。
- ・当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者等に削除依頼をする。
- ・上記の方法でも削除されない場合は、警察又は法務局等に相談する。

Ⅶ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の２つの要因が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

（１）いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害生徒本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があること。

さらに、学校は、いじめの解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。